

JFアジア株・アクティブ・オープン

追加型株式投資信託 / 国際株式型(アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能



目論見書 2004.2

- 1 . この目論見書により行う J F アジア株・アクティブ・オープンの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 16 年 2 月 16 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成 16 年 2 月 17 日に生じております。
- 2 . J F アジア株・アクティブ・オープンの受益証券の価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きの他為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。元金が保証されているものではありません。
- 3 . この目論見書に使用している税率は、平成 16 年 1 月 1 日現在のものですが、税制が改正された場合は、それにともない税率が変更される場合があります。

金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

J F アジア株・アクティブ・オープンには、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

平成16年2月16日有価証券届出書提出

発 行 者 名：ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 高 田 三 喜 雄

本店の所在の場所：東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディング

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

JFアジア株・アクティブ・オープン

募集内国投資信託受益証券の金額

継続募集額

1,000億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

目 次

	頁
目論見書の概要（ファンドの基本情報、リスク要因など）.....	1
第一部 証券情報（発行、申込についての情報）.....	7
第二部 ファンド情報.....	11
第1 ファンドの状況.....	11
1. ファンドの性格（ファンドの目的及び基本的性格、沿革、仕組み）.....	11
2. 投資方針（投資方針、投資対象、運用体制、分配方針、投資制限）.....	13
3. 投資リスク.....	25
4. 手数料等及び税金（申込手数料、換金手数料、信託報酬等、その他の手数料等、 課税上の取扱い）.....	27
5. 運用状況（投資状況、運用実績、設定及び解約の実績）.....	30
6. 管理及び運営（資産管理等の概要、受益者の権利等）.....	32
第2 ファンドの経理状況（財務諸表、ファンドの現況）.....	37
第3 その他.....	57
第4 内国投資信託受益証券事務の概要.....	57

約 款

JFアジア株・アクティブ・オープン

当概要は、目論見書本文の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。
詳細は目論見書本文をご覧ください。

基本的性格	契約型の追加型株式投資信託 / 国際株式型 (アジア・オセアニア型) / 自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	主としてアジアの株式を投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。
主な投資対象	主としてアジアの株式を投資対象とするJFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス (除く日本、円ベース)をベンチマークとします。
投資制限	株式への投資には制限を設けず、純資産総額の100%組入れることもあります。 外貨建資産への投資には制限を設けません。
基準価額の価額変動リスクおよび信用リスク	組入れた株式などの値動き(外貨建資産については通貨の変動)や、それら株式の発行者の信用状況の変化等により基準価額が大きく上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。
信託期間	無期限です。
決算日	毎年2回、原則として5月15日、11月15日に行います。 決算日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。
収益分配	委託会社が収益分配方針に基づいて分配を行う予定です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 自動けいぞく投資コースを選択された方は、収益分配金が税引き後、無手数料で再投資されます。

途中換金	原則としていつでも換金可能です。ただし、換金申込日が香港証券取引所の休業日と同日の場合には、換金申込の受付は行いません。 換金の代金は、原則として申込日より起算して5営業日目からお支払いいたします。
お申込み単位	一般コース： 1万口以上1万口単位および1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース： 10万円以上1円単位および1万円以上1円単位 お取扱いは販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
お申込み価額	お申込み日の翌営業日の基準価額です。
お申込み手数料	お申込み価額に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税込）が上限となっております。なお、手数料率には消費税等が含まれます。
償還乗換え優遇	償還乗換えによる取得の場合、お申込み手数料は販売会社により異なります。
信託報酬	純資産総額に対して年率1.6065%（税込）を乗じて得た額とし、その配分は以下のとおりです。 委託会社 年率0.7665%（税込） 販売会社 年率0.7350%（税込） 受託会社 年率0.1050%（税込）
申込期間	平成16年2月17日（火）～平成17年2月14日（月） 申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

販売会社に関する照会は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03-6229-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：[http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

リ ス ク 要 因

当ファンドおよびマザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。なお、当ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株 価 変 動 リ ス ク

株式の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。また、発行会社の倒産、財務状況の悪化等により株価が下落することもあります。当ファンドおよびマザーファンドは、株価の上昇を捉えることにより、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位を保ちます。そのため、当ファンドおよびマザーファンドの投資成果は、投資対象市場の下落に伴い、基準価額が下落することがあります。また、株式の価格変動または流動性の予想外の低下があった場合、大きな損失が生じることがあります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄選定方法はボトムアップ・アプローチにより行いますので、基準価額の値動きがアジアの株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

アジア株のリスク

アジア各国を取巻く社会的・経済的環境は、不透明な場合が多く、途上国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。アジア市場における証券取引所や証券市場、会計基準、財務報告の要件、および法制度は、先進国市場と異なることがあり、このことがより大きなリスク要因となります。政治・経済の急変に際しては、流動性は、より低くなる可能性があり、リスクは高くなります。したがって、当ファンドの基準価額は先進国市場の投資に比べ、より大幅に変動することが考えられます。

為 替 変 動 リ ス ク

当ファンドおよびマザーファンドが外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替変動の影響を受け損失を生じることがあります。

また、間接ヘッジを行った場合、当該通貨の値動きと主要国通貨の値動きが異なる場合が想定され、これによる為替変動の影響により損失を生じることがあります。

投資銘柄集中リスク

当ファンドおよびマザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、基準価額が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更リスク

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります(また、ベンチマークを変更することもあります。)。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

受益者(投資家)の解約・追加による資金流入に伴うリスク

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。また同様に、大量の追加があった場合にも、原則として、迅速に株式組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。また、マザーファンドを投資対象とする他のファンドの解約・追加により同様の資金流入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等のリスク

当ファンドは、解約により受益権の口数が10億口を下回った場合などには、信託期間の途中であっても、当ファンドの適切な運用が難しいと委託会社が判断した時、繰上げ償還することがあります。この場合には日本経済新聞に公告するとともに受益者の皆様にお知らせします。

また、投資環境の変化等により、委託会社が継続募集期間を更新しないことや募集を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

その他のリスク

その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。これにより、市場の長期閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。このような場合、証券取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは一時的に解約できないこともあります。また、これらにより、一時的に当初のファンド運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクなどがあります。

申込手続および換金手続等

(1) 申込手続等

当ファンドの受益証券の取得申込みは、申込期間における毎営業日に販売会社にて受付けます。ただし、取得申込日が香港証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の取得申込の受付は行いません。

受益証券の価額は、申込日の翌営業日の基準価額とします。

お申込単位は

一般コース：1万口以上1万口単位および1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コース：10万円以上1円単位および1万円以上1円単位

お取扱いは販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込みには、申込手数料（税込）がかかります。

申込みの受付けは原則として午後3時までとしますが、年末年始等半日立会日の場合の受付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

(2) 換金手続等

原則としていつでも換金できます。ただし、換金申込日が香港証券取引所の休業日と同日の場合には、換金申込の受付は行いません。

お申込の窓口で1口単位で換金できます。

なお、換金は「解約請求」と「買取請求」があります。

手取額 = 解約請求日の翌営業日の基準価額 - 所得税及び地方税（10%）

所得税及び地方税 = 超過額（基準価額 - 受益者毎の個別元本）× 10%

詳しくは、目論見書本文「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（買取請求の場合は、所得税相当額を差し引いた金額となります。買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。）

換金代金は、換金請求日より起算して5営業日目以降に支払います。

ご換金の受付時間は、上記（1）の申込受付時間と同様となります。

ただし、証券取引所の取引停止、外国為替の取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の解約および買取りの受付けを中止することがあります。

基本用語の解説

目 論 見 書	各ファンドの内容を詳しく説明している法定文書で、ファンドの申込者にあらかじめまたは同時に交付または送付されます。ファンドを購入する前に必ずお読みください。
自動けいぞく投資	ファンドから生じる収益分配金を投資家に払い出しせずに、税金を差引いた後、ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用成果を測る際に比較の基準とする指標(インデックス)のことです。
純資産総額	ファンドに組入れている株式や債券などの有価証券を時価評価し、合計した金額から未払金等を差し引いた信託財産の実際の総額をいいます。
基準価額	純資産総額をファンドの総口数で割った1口あたりの時価のことをいいます。なお、便宜上1万口に換算した価額で表示することがあります。
収益分配	ファンドが計算期間中に得た収益の中から投資家へ還元する部分を収益分配といいます。分配の支払額は基準価額の水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。
償還乗換え	ファンドが満期等で償還となり、その償還金で、別のファンドを購入することをいいます。当ファンドの場合、お申込み手数料が販売会社により異なります。
信託報酬	投資信託の運用・管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
解約請求 及び買取請求	解約請求は、ファンドの資産を直接取り崩して投資家に返金することをいいます。買取請求は受益証券を販売会社が買取る方法で、収益分配金や償還金の受取る権利が販売会社に移り、ファンドからの取り崩しは行われません。

第一部 証 券 情 報

(1) ファンドの名称

JFアジア株・アクティブ・オープン（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）を受託者とする契約型の追加型株式投資信託です。

委託者は、当ファンドの無額面の受益証券（以下「受益証券」といいます。）を発行します。受益証券は、無記名式です。なお、当初元本は1口当り1円です。格付は取得していません。

(3) 発行 数

1,000億円相当口を上限とします。

相当口とは受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額に相当する口数です。

(4) 発行 価 額 の 総 額

1,000億円を上限とします。

発行価額の総額とは受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額のことです。

なお、上記金額には、下記の申込手数料は含みません。

(5) 発 行 価 格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日の日本経済新聞に掲載される予定です。

なお、スイッチング*により、当ファンドを取得申込みする場合も、各申込日の翌営業日の基準価額とします。

*スイッチングとは、「別に定める契約にかかる各信託」（信託約款付表）を構成するファンドの受益者が、該当するファンドの買取請求にかかる売却金または一部解約金をもって、当ファンドの取得申込みを行うことをいいます。なお、スイッチングのお取扱いは販売会社によって取扱わない場合があります（詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。）。

販売会社に関する照会は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：[http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

(6) 申 込 手 数 料

申込手数料は発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は3.15%（税込）が上限となっています。

（申込手数料（税込）は、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。）

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関する照会は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：[http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合、スイッチングによって取得申込みをする場合および確定拠出年金法による取得申込みをする場合の申込手数料は、無手数料とします。

「償還乗換え」により当ファンドの受益証券の取得申込みをする場合、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数については、販売会社が個別に定める手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払を受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。

*「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行った販売会社でファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

販売会社によって、申込手数料を減免する規定を設けている場合には、当ファンドの申込手数料は減免されることがあります。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(7) 申 込 単 位

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

(a) 一般コース：1万口以上1万口単位および1万円以上1円単位

(b) 自動けいぞく投資コース：10万円以上1円単位および1万円以上1円単位

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、1円単位とします。

スイッチングによる取得申込単位は、一般コースの場合1万口以上1万口単位、自動けいぞく投資コースの場合1万円以上1円単位とします。自動けいぞく投資コースの場合のみ、他のファンドの全部を売却して当ファンドを取得申込みした場合は、3千円から可能とします。自動けいぞく投資契約に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」および「確定拠出年金法」等に関する契約を取交わした場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

申込単位および申込コースは、販売会社により取扱いが異なりますので販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関する照会は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：[http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

(8) 申 込 期 間

継続募集に係る申込期間は平成16年2月17日（火）から平成17年2月14日（月）までです。

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(9) 申 込 取 扱 場 所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関する照会は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：[http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

販売会社の取扱等につきましては、販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合などがありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(10) 払 込 期 日

投資者は、取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託者の口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

(11) 払 込 取 扱 場 所

投資者は、申込みの販売会社(上記(9)申込取扱場所を参照して下さい。)に申込代金を支払うものとします。

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) そ の 他

申込みの方法等

当ファンドの受益証券の取得申込みは、申込期間における毎営業日に販売会社にて受け付けます。ただし、取得申込日が香港証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。申込みの受付は原則として午後3時までとしますが、年末年始等半日立会日の場合の受付は午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後、無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。

また、自動けいぞく投資契約に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約*を取交わした場合や確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入

サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。
申込金額には利息はつきません。
日本以外の地域における発行はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1. ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託／国際株式型（アジア・オセアニア型^{*}）に属するもので、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、主としてアジアの株式を投資対象とする「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うものです（後記2．投資方針(1)投資の基本方針を参照して下さい。）。

委託者は、受託者と合意のうえ金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

^{*} 「アジア・オセアニア型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として日本を除くアジアとオセアニアの株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

ファンドの特色

成長性があり、且つ割安と判断される日本を除くアジアの株式に分散投資し、信託財産の長期的な成長をめざした積極的な運用を行います。当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

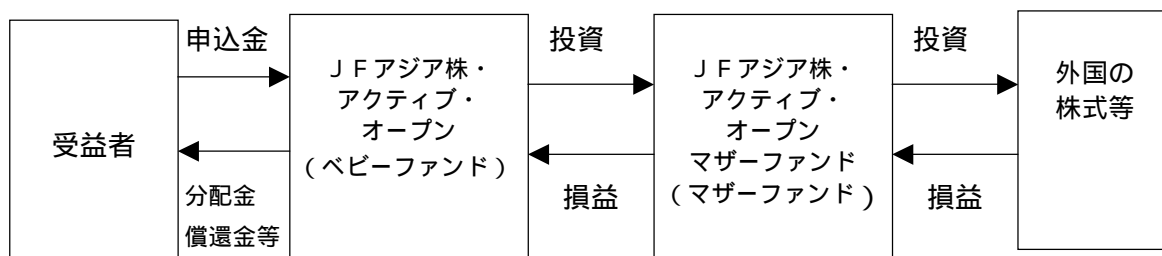
M S C Iオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、円ベース）を当ファンドのベンチマークとします。

運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用の指図に関する権限を「JFアセット・マネジメント・リミテッド」に委託します。

アジア地域全体をカバーする「JFアセット・マネジメント・リミテッド」の経済分析、企業調査のネットワークを活かし、ボトムアップによる銘柄選択と国別配分両方からの付加価値を追求します。

為替ヘッジは原則として行いません。

^{*} ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「JFアジア株・アクティブ・オープン」）とし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

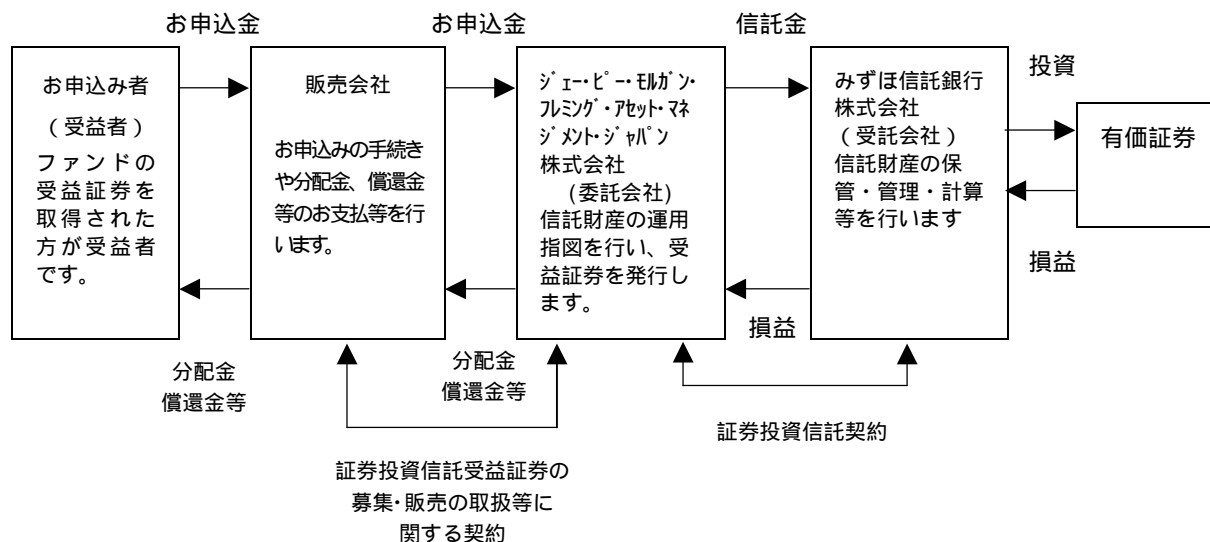


(2) ファンドの沿革

平成10年11月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成15年2月7日 マザーファンドの信託契約締結、設定・運用開始

(3) ファンドの仕組み



当ファンドの委託会社及び関係法人の名称、役割および契約等の概要は以下のとおりです。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 (委託会社)

当ファンドの委託者として受益証券の発行、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

みずほ信託銀行株式会社 (受託会社)

(再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)

委託会社との契約により、当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、受益証券の保護預り、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(参考)

JFアセット・マネジメント・リミテッド(投資顧問会社)

委託会社との契約により、マザーファンドに対し、委託会社から運用指図に関する権限を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

委託会社の概況

資本金 2,218百万円（本書提出日現在）

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、さらに投資顧問業法施行に伴い昭和62年に投資一任契約業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となった。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更した。

大株主の状況（本書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント(アジア)インク	米国デラウェア州	56,265	100

2. 投資方針

(1) 投資方針

(イ) 運用方針

当ファンドは、マザーファンドを通じ、日本を除くアジア各国の株式に投資することにより、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行うものです。

日本を除くアジア各国（中国・香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）の株式の中から成長性があり、かつ割安と判断される銘柄に分散投資します。

なお、MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス*（除く日本、円ベース）の指標をベンチマークとして使用します。ただし、当ファンドは、同指数の連動を目指すものでもなく、また、同指数を下回る場合もあります。

当ファンドのベンチマークは、投資対象国市場の構造変化等によっては見直すことがあります。

*MSCIオール・カンントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、円ベース）とは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社（MSCI）において発表している指標です。同社は、世界の投資家に世界中のインデックス・ベンチマークに関する商品・サービスの提供を行っています。

同指数は、アジア地域のMSCI指数（中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ）で構成されています。（平成16年1月末現在）

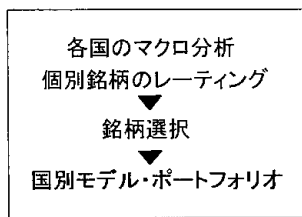
投資対象国は、ベンチマークの構成国が見直された場合、変更することがあります。

(ロ) 投資態度

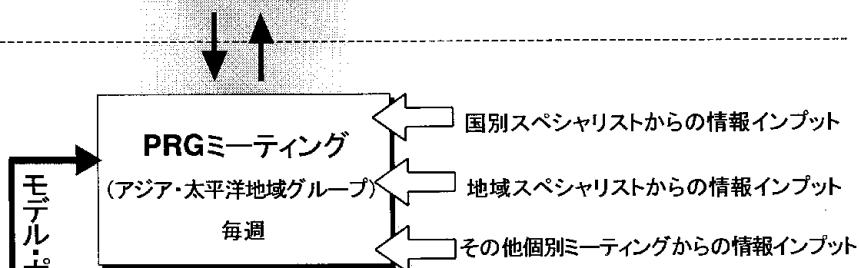
以下はマザーファンドにおける投資態度です。

① マザーファンドにおける銘柄選択のプロセスは、下図のようになっています。

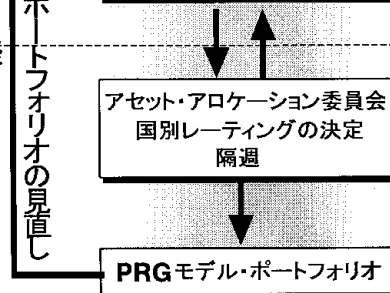
Step1 国別モデル・ポートフォリオの構築



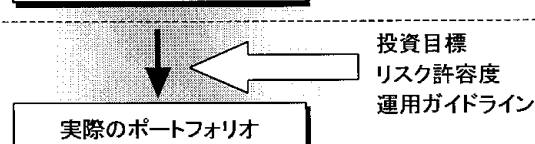
Step2 グループ投資方針の討議



Step3 PRGモデル・ポートフォリオの構築



Step4 実際のポートフォリオの構築



② 運用の権限委託

運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用の指図に関する権限を JF アセット・マネジメント・リミテッド*に委託します。

* 委託先の所在地：Chater House, 8 Connaught Road, Central, Hong Kong

委託に係る費用：信託報酬のうち、委託者が受ける報酬から支弁するものとし、信託財産の純資産総額に対し年1万分の35の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先は、今後変更となる場合があります。

(2) 投資対象

(イ) 委託者は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。(信託約款第20条)。

株券または新株引受権証券

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

コマーシャル・ペーパー

外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記 から の証券または証書の性質を有するもの

新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じです。)

投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。)

外国法人が発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

外国法人が発行する譲渡性預金証書

貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの

なお、前記 の証券または証書および の証券または証書のうち の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 から までの証券および の証券うち から までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、前記(イ)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

預金

指定金銭信託

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

(ハ) 前記(イ)にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

(3) 運用体制

当社の運用業務は「組織規定」により、JFジャパン・ポートフォリオ・グループ、JFグローバル・ポートフォリオ・グループ、JF債券グループ、セントラル・ディーリング室及びポートフォリオ分析室からなる運用本部を主管部署とし、チーフ・インベストメント・オフィサー(CIO-運用本部長)が統括しています。運用本部の主な業務は内外の経済、産業、企業及び資本市場等の動向に関する調査・研究を基に投資信託の運用計画を策定し、これを実施することです。

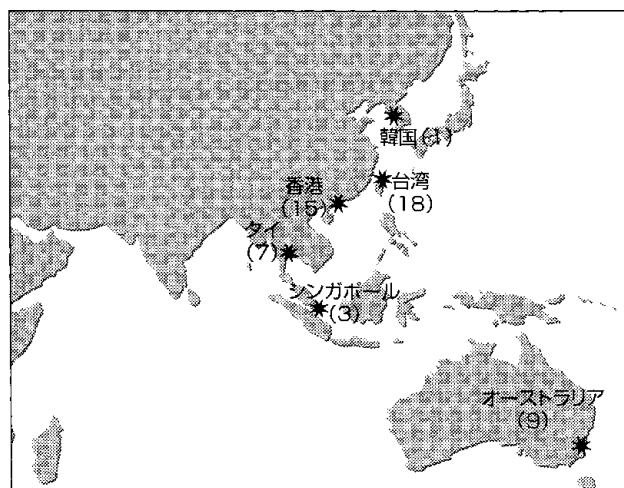
「運用業務規定」及びその他の社内規則等により、C I O及び各運用担当者等の権限を定めています。C I Oは投資戦略会議を主催し、運用担当者との協議を行い、投資ユニバース及び調査重点銘柄の選定、調査銘柄の格付け、モデルポートフォリオの策定等、運用の基本方針を決定します。各運用担当者は担当するポートフォリオについてその運用ガイドライン、ベンチマーク等に応じてC I Oにより決定された基本方針（投資格付け、モデルポートフォリオ等）を参考に実際の個々の投資判断を行い、取引の発注・管理はセントラル・ディーリング室が行います。ポートフォリオ分析室は運用実績の分析を行い、その結果をC I O及びインベストメント・ダイレクターに報告します。

② アジアにおける運用体制

- ・ 当社のアジア株運用は、総勢53名のアジア・太平洋地域グループ（PRG）のメンバーが携わっています。
- ・ それぞれの担当国に特化して現地に密着した調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝国別スペシャリストと、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャー＝地域スペシャリストが、それぞれの役割を補完し合っています。
- ・ 国別スペシャリストと地域スペシャリストとの間で行われるPRGミーティングで、アジアの投資方針が討議されます。
- ・ 年間で延べ約1,700社の企業訪問を行っています（2003年実績）。
- ・ 国別モデル・ポートフォリオ（*1）に含まれる企業には、原則半年に1回以上の企業訪問を行っています。
- ・ 企業訪問等によって得られた情報は社内データベース・システム（J F I R S T）に記録され、全ポートフォリオ・マネジャーが常にアクセス可能な社内体制を通じて、最新の情報の共有化を図っています。

（*1）国別モデル・ポートフォリオとは、国別スペシャリストが構築するその国の銘柄だけで構成されたポートフォリオです。
運用拠点およびファンドマネジャー数、企業訪問数は、今後変更されることがあります。

●PRGメンバーの常駐する拠点及び人数



(2003年12月末現在)

(4) 分 配 方 針

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 投 資 制 限

(イ) JFアジア株・アクティブ・オープン約款（以下「信託約款」といいます。）は、委託者による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限（運用の基本方針（3）投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限（運用の基本方針（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

投資する株式等の範囲（信託約款第22条）

A 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aにかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

投資信託証券への投資制限(運用の基本方針2.(3)投資制限および信託約款第20条第4項)

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除く。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第23条）

A 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとする（以下同じです。）。

1．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建、プット・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権

信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

B 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

C 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とする。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額です。以下同じです。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第24条）

A 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本

項においても同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)

D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

E 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第26条)

A 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記Aの1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(信託約款第28条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(信託約款第37条)

A 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその

翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第25条）

A 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）

D 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

E 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(ロ) 「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）および関係政省令には以下のような投資制限があります。

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイおよびロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びにハおよびニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）

ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

ハ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額の差額であって評価損となるもの

ニ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該

株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考) マザーファンド(JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド) の概要

(1) マザーファンドの投資対象

(イ) この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ. 有価証券オプション取引に係る権利

ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利

ホ. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

ヘ. 有価証券店頭オプション取引に係る権利

ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

チ. 金銭債権(イ、リ、ルに掲げるものを除きます。)

リ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます)

ヌ. 金融先物取引等に係る権利

ル. 金融デリバティブ取引に係る権利

ヲ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り。)の受益権

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

(ロ) 委託者(マザーファンド信託約款第20条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。

以下、第19条、第21条から第25条まで、第27条、第34条から第36条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

株券または新株引受権証券

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

コマーシャル・ペーパー

外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記 から の証券または証書の性質を有するもの

新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。)

投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。)

外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

外国法人が発行する譲渡性預金証書

貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの

なお、の証券または証書およびの証券または証書のうち、の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、からまでの証券およびの証券のうちからまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

（八）委託者は、信託金を、（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

（二）前記（ロ）に関わらず、この信託の設定・解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前記（八）に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

（2）マザーファンドの投資制限

（イ）JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。）は、委託者による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限（運用の基本方針（3）投資制限）

株式への投資には制限を設けません。

外貨建資産への投資制限（運用の基本方針（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

投資する株式等の範囲（マザーファンド信託約款第21条）

A 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

投資信託証券への投資制限（マザーファンド信託約款第18条第4項）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（マザーファンド信託約款第22条）

A 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし、（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの

指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

B 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

C 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において金融商品運用額等といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（マザーファンド信託約款第23条）

A 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するス

ワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

E 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（マザーファンド信託約款第24条）

A 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

D 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

E 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（マザーファンド信託約款第25条）

A 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記Aの1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資（マザーファンド信託約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（マザーファンド信託約款第27条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)「投資信託および投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)および関係政省令にはベビーファンドと同様の投資制限(前記(5)投資制限(ロ)参照)があります。

3. 投資リスク

(イ) リスク要因

当ファンドおよびマザーファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。従って、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。なお、当ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

株式の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。また、発行会社の倒産、財務状況の悪化等により株価が下落することもあります。当ファンドおよびマザーファンドは、株価の上昇を捉えることにより、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位を保ちます。そのため、当ファンドおよびマザーファンドの投資成果は、投資対象市場の下落に伴い、基準価額が下落することがあります。また、株式の価格変動または流動性の予想外の低下があった場合、大きな損失が生じることがあります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄選定方法はボトムアップ・アプローチにより行いますので、基準価額の値動きがアジアの株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

アジア株のリスク

アジア各国を取巻く社会的・経済的環境は、不透明な場合が多く、途上国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。アジア市場における証券取引所や証券市場、会計基準、財務報告の要件、および法制度は、先進国市場と異なることがあり、このことがより大きなリスク要因となります。政治・経済の急変に際しては、流動性は、より低くなる可能性があり、リスクは高くなります。したがって、当ファンドの基準価額は先進国市場の投資に比べ、より大幅に変動することが考えられます。

為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドが外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替変動の影響を受け損失を生じることがあります。

また、間接ヘッジを行った場合、当該通貨の値動きと主要国通貨の値動きが異なる場合が想定され、これによる為替変動の影響により損失を生じることがあります。

投資銘柄集中リスク

当ファンドおよびマザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、基準価額が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更リスク

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります（また、ベンチマークを変更することもあります。）。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

受益者（投資家）の解約・追加による資金流出入に伴うリスク

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。また同様に、大量の追加があった場合にも、原則として、迅速に株式組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間のかかることもあります。また、マ

ザーファンドを投資対象とする他のファンドの解約・追加により同様の資金流入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等のリスク

当ファンドは、解約により受益権の口数が10億口を下回った場合などには、信託期間の途中であっても、当ファンドの適切な運用が難しいと委託会社が判断した時、繰上げ償還することがあります。この場合には日本経済新聞に公告するとともに受益者の皆様にお知らせします。

また、投資環境の変化等により、委託会社が継続募集期間を更新しないことや募集を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

その他のリスク

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。これにより、市場の長期閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。このような場合、証券取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは一時的に解約できないこともあります。また、これらにより、一時的に当初のファンド運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクなどがあります。

(ロ) リスク管理体制



- ・インベストメント・ダイレクターが運用ガイドラインの遵守、リスク・コントロール等の監督を行っており、四半期に一度、ポートフォリオ・マネジャーとの直接の面談を行っています。
- ・コンプライアンス・オフィサーは売買発注システムに組み込まれたモニタリングのシステムを通じて売買状況のチェックを行っています。
- ・ポートフォリオ分析室はインベストメント・ダイレクターに各種のリスク指標を月次で報告します。

4. 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は3.15%（税込）が上限となっています。なお、手数料率には消費税等が含まれます。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関する照会は、下記の照会先までお問合せ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL： 03 - 6229 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：[http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

なお、自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合、スイッチングによって取得申込みをする場合および確定拠出年金法による取得申込みをする場合の申込手数料は、無手数料とします。

償還乗換え（注）により当ファンドを買付ける場合には、当該償還金額の範囲内（単位型投資信託にあっては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については、販売会社が個別に定める手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

（注）「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月前3ヵ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドを買付ける場合をいいます。

販売会社によって、申込手数料を減免する規定を設けている場合には、当ファンドの申込手数料は減免されることがあります。（詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。）

(2) 換金手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

委託者および受託者の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.6065%（税込）の率を乗じて得た額とします。

委託者は、收受した信託報酬から販売会社に対し、取扱販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7665%（税込）	年率0.735%（税込）	年率0.105%（税込）

委託者の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年1万分の35）が含まれています。

信託報酬の支払いは、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁されます。

なお、信託報酬率には消費税等が含まれます。

(4) その他の手数料等

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

有価証券取引および先物取引、オプション取引に係る費用（売買委託手数料）。

外貨建資産の保管費用。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、借入金の利息。

当ファンドの監査費用は、実際に支払う金額を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年10,000分の2.1（税込）の率を乗じて得た額を、ただし、当該監査費用が315万円（税込）を超えるときは年間315万円（税込）とした額を計算期間を通じて毎日、費用計上し、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。なお、監査費用には消費税等が含まれます。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照して下さい。）

一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

- ()平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度も適用されます。
- ()収益の分配および一部解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。
- ()買取請求時の受取り金額は、買取請求日の翌営業日の基準価額から所得税に相当する金額を差し引いた金額となります。買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。
- ()上記()の10%の税率は平成20年4月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。
- ()一部解約時もしくは償還時に差損が発生した場合には、確定申告を行うことにより、「株式等（特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）を含みます。）の譲渡による所得」との損益通算が可能になります。

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(b) 法人の受益者に対する課税

- ()平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ()買取請求時の受取り金額は、買取請求日の翌営業日の基準価額から所得税に相当する金額を差し引いた金額となります。
- ()上記7%の税率は平成20年4月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更となる場合があります。

5. 運用状況

(1) 投資状況

(2003年12月30日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	16,841,104,026	100.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	31,282,999	0.19
合計(純資産総額)	16,809,821,027	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド (2003年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	香港	2,519,726,037	12.16
	シンガポール	1,393,898,444	6.73
	マレーシア	1,136,586,172	5.48
	タイ	1,362,690,844	6.57
	インドネシア	979,719,200	4.73
	韓国	5,217,168,599	25.17
	台湾	3,436,692,930	16.58
	中華人民共和国	4,073,661,839	19.65
	小計	20,120,144,065	97.07
新株予約権証券	香港	2,163,099	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		604,275,358	2.92
合計(純資産総額)		20,726,582,522	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2003年12月30日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(1999年5月17日)	217	251	1.1360	1.3160
2期	(1999年11月15日)	894	894	1.1484	1.1484
3期	(2000年5月15日)	7,605	7,605	1.2550	1.2550
4期	(2000年11月15日)	5,963	5,963	1.0417	1.0417
5期	(2001年5月15日)	5,889	5,889	1.0786	1.0786
6期	(2001年11月15日)	5,693	5,693	1.0062	1.0062
7期	(2002年5月15日)	9,283	9,283	1.3208	1.3208
8期	(2002年11月15日)	8,390	8,390	1.0471	1.0471
9期	(2003年5月15日)	7,500	7,500	0.9210	0.9210
10期	(2003年11月17日)	16,162	16,433	1.1926	1.2126
	2002年12月末日	8,279	-	1.0186	-
	2003年1月末日	7,998	-	0.9883	-
	2003年2月末日	7,651	-	0.9408	-
	2003年3月末日	7,584	-	0.9288	-
	2003年4月末日	7,471	-	0.9148	-
	2003年5月末日	8,045	-	0.9865	-
	2003年6月末日	9,192	-	1.0623	-
	2003年7月末日	10,564	-	1.1585	-
	2003年8月末日	12,561	-	1.1823	-
	2003年9月末日	14,498	-	1.1335	-
	2003年10月末日	16,397	-	1.2174	-
	2003年11月末日	15,948	-	1.1572	-
	2003年12月末日	16,809	-	1.1862	-

分配の推移

期	一口当たり分配金 (円)
1期	0.1800
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0200

収益率の推移

期	収益率 (%)
1期	31.6
2期	1.1
3期	9.3
4期	17.0
5期	3.5
6期	6.7
7期	31.3
8期	20.7
9期	12.0
10期	31.7

(注)収益率とは 計算期間末の 基準価額 (分配付) から当該計算期間の 直前の 計算期間末の 基準価額 (分配落、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した 額を前期末基準価額で除したものです。

(3) 設定及び解約の実績

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)	残存口数 (口)
1期	194,425,284	2,979,226	191,446,058
2期	641,901,837	54,407,592	778,940,303
3期	6,360,650,059	1,079,035,232	6,060,555,130
4期	997,058,536	1,332,518,766	5,725,094,900
5期	479,837,413	744,918,260	5,460,014,053
6期	617,278,477	418,173,969	5,659,118,561
7期	2,575,311,111	1,205,835,415	7,028,594,257
8期	1,458,535,200	474,124,894	8,013,004,563
9期	838,111,373	707,448,309	8,143,667,627
10期	7,936,507,650	2,527,514,458	13,552,660,819

(注1) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

6. 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

受益証券1口当たりの純資産価額は、原則として各営業日に委託者が計算します。ファンドの基準価額（受益証券1口当たりの純資産価額）は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した1口当たりの金額（約款第8条第2項）をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します（信託約款第29条）。

基準価額（受益証券1万口当たりの純資産価額を表示したもの）は、毎営業日に販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日の日本経済新聞に掲載される予定です。

販売会社に関する照会は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

照会先：

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

ヘルプデスク TEL：03-6229-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：[http:// www.jpmorganfleming.co.jp](http://www.jpmorganfleming.co.jp)

申込手続等

申込期間中の各営業日に販売会社において当ファンドの受益証券の募集が行われます。ただし、取得申込日が香港証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付は、午後3時（年末年始など半日立会日は午前11時）までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

受益証券の販売価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。なお、基準価額は毎営業日計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

受益証券の取得申込みにあたっては、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、取得申込時に選択していただきます。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合や取扱いをしていない申込単位がある場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

取得申込みの単位は、各取扱コース毎に、下記の単位とします。

一般コース	1万口以上1万口単位 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	10万円以上1円単位 1万円以上1円単位

ただし、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、1円単位とします。

また、スイッチングによる取得申込単位は、一般コースの場合1万口以上1万口単位、自動けいぞく投資コースの場合1万円以上1円単位とします。自動けいぞく投資コースの場合のみ、他のファンドの全部を売却して当ファンドを取得申込みした場合は、3千円から可能とします。

自動けいぞく投資契約に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」および「確定拠出年金法」等に関する契約を取交わした場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

最低申込単位および申込コース等は、販売会社により取扱いが異なりますので販売会社にお問い合わせください。なお、基準価額は毎営業日計算され、販売会社にお問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関する照会は、上記「資産の評価」の照会先までお問い合わせ下さい。

換金手続等

換金の方法は、解約請求による場合と買取請求による場合の2つがあります。換金のお申込みの受け付けは、販売会社において行われます。原則としていつでも換金することができます。ただし、換金申込日が香港証券取引所の休業日と同日の場合には、換金申込みの受け付けは行いません。換金申込みの受け付けは原則として午後3時までとしますが、年末年始等半日立会日の場合の受け付けは午前11時までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。なお、解約及び買取りに係る手数料はありません。なお、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等が受益者として解約した場合は、税務上の取扱いが異なります。

販売会社に関する照会は、上記「資産の評価」の照会先までお問い合わせ下さい。

(イ) 解約請求

受益者は、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客当たり1日5億円を超える解約の申込みは制限を設ける場合があります。解約請求による受益者の受取り金額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額から個別元本超過額に対する所得税相当額及び地方税相当額を差引いた金額とします。(詳しくは、前記「4.手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。)解約代金の支払いは原則として解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から販売会社の本支店等で支払われます。

(ロ) 買取請求

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益証券を買取ります。買取請求による受益者の受取り金額は、買取請求日の翌営業日の基準価額から所得税に相当する金額を差し引いた金額となります。買取差益は、譲渡所得として申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。(詳しくは、前記「4.手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。)買取代金の支払いは買取請求日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。なお、販売会社によっては、買取請求を取扱わないところがあります。

(ハ) 解約及び買取りの中止

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求および買取りの受け付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求および買取りを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求および買取りを撤回しない場合には、当該証券の一部解約および買取りの価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求および買取りを受けたものとして取扱うこととします。

保管

受益証券は販売会社において、大券を持って混蔵保管します。混蔵して保管する受益証券については販売会社名義で銀行、信託銀行、証券会社又は他の金融機関に再委託することがあります。

信 託 期 間

信託期間は無期限です。ただし、下記「(イ)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

計 算 期 間

当ファンドの計算期間は、毎年5月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年5月15日まで年2回とします。この原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

そ の 他

(イ) 信 託 の 終 了

(a) 信託契約の解約

- () 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したとき、あるいは、受益権の総口数が10億口を下回る場合には、受託者と合意の上、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託を終了させることが出来ます。委託者は、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 委託者は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託者はあらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記()、()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「(ロ)信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託者の認可取消等に伴う取扱い

委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託者は、この信託を解約し信託を終了させるものとします。ただし、この信託は監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「(ロ)信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を

超える場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(d) 委託者の営業譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。また、委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継することがあります。

(e) 受託者の辞任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合委託者は、後記「(ロ)信託約款の変更」の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。ただし、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ) 信託約款の変更

委託者は、受益者の利益のため必要と認められるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより信託約款を変更することができます。委託者は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を公布します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款を変更しません。委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

また、委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。その内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載されます。

(ハ) 運用報告書

委託者は、当ファンドについて、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、各計算期間の末日毎に期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当ファンドに係る知られたる受益者に対して販売会社を通して交付します。

(二) 関係会社との契約の更新等に関する手続について

この受益証券の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者のいずれからも、何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、マザーファンドの投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

(2) 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算

日から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託銀行から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に依りて委託者に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には翌営業日)から起算して5営業日目)から受益証券と引換えに受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

受益証券の買取請求権および一部解約の実行請求権

受益者は、受益証券の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有し、また受益証券の買取の実行を販売会社に請求する権利を有します。

委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前述の(1)資産管理等の概要 その他(イ)信託の終了または(ロ)信託約款の変更に規定する公告または書面に付記します。

帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第2 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間(平成14年11月16日から平成15年5月15日まで)及び第10期計算期間(平成15年5月16日から平成15年11月17日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

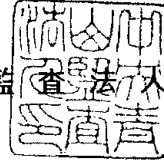
独立監査人の監査報告書

平成15年7月10日

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

山手 章

関与社員 公認会計士

大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFアジア株・アクティブ・オープンの平成14年11月16日から平成15年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFアジア株・アクティブ・オープンの平成15年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年1月13日


ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中


中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

山手章 

関与社員 公認会計士

大畑茂 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJFアジア株・アクティブ・オープンの平成15年5月16日から平成15年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JFアジア株・アクティブ・オープンの平成15年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

JFアジア株・アクティブ・オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	第9期 (平成15年5月15日現在)	第10期 (平成15年11月17日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		7,574,509,780	16,521,906,967
未収入金		25,165,529	51,931,894
流動資産合計		7,599,675,309	16,573,838,861
資産合計		7,599,675,309	16,573,838,861
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		-	258,547,153
未払解約金		34,938,663	52,965,980
未払受託者報酬		4,174,970	6,414,561
未払委託者報酬		59,702,011	91,728,092
その他未払費用		834,934	1,282,849
流動負債合計		99,650,578	410,938,635
負債合計		99,650,578	410,938,635
純資産の部			
元本			
元本		8,143,667,627	13,552,660,819
剰余金			
期末剰余金		-	2,610,239,407
期末欠損金		643,642,896	-
(うち分配準備積立金)		(460,519,552)	(101,964,528)
剰余金合計		643,642,896	2,610,239,407
純資産合計		7,500,024,731	16,162,900,226
負債・純資産合計		7,599,675,309	16,573,838,861

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科目	期別	第9期 〔自平成14年11月16日 至平成15年5月15日〕	第10期 〔自平成15年5月16日 至平成15年11月17日〕
		金額	金額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		18,378,735	-
受取利息		211,292	-
有価証券売買等損益		996,866,208	2,700,199,205
為替差損益		15,124,181	-
営業収益合計		963,152,000	2,700,199,205
営業費用			
支払利息		-	3,013
受託者報酬		4,174,970	6,414,561
委託者報酬		59,702,011	91,728,092
その他費用		4,079,112	1,282,849
営業費用合計		67,956,093	99,428,515
営業利益または営業損失()		1,031,108,093	2,600,770,690
経常利益または経常損失()		1,031,108,093	2,600,770,690
当期純利益または当期純損失()		1,031,108,093	2,600,770,690
一部解約に伴う当期純利益分配額		-	422,922,635
一部解約に伴う当期純損失分配額		35,659,245	-
期首剰余金または期首欠損金()		377,380,934	643,642,896
剰余金増加額		7,752,399	1,297,553,100
欠損金減少額		-	37,028,301
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(7,752,399)	(1,297,553,100)
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(-)	(37,028,301)
剰余金減少額		33,327,381	-
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(33,327,381)	(-)
分配金		-	258,547,153
期末剰余金または期末欠損金()		643,642,896	2,610,239,407

期別 項目	第9期 (自平成14年11月16日 至平成15年5月15日)	第10期 (自平成15年5月16日 至平成15年11月17日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当額の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>—</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い 平成15年11月15日および平成15年11月16日が休日のため、当計算期間末日は平成15年11月17日としており、このため、当計算期間は186日となっております。</p>

追加情報

第9期 (平成15年5月15日現在)	第10期 (平成15年11月17日現在)
当ファンドは日本を除くアジア各国の株式を主要な運用対象としておりましたが、平成15年2月7日付けにおいて、信託約款の変更を行い、主に日本を除くアジア各国の株式を運用対象とする親投資信託受益証券を主要な運用対象としております。	-

注記事項

(貸借対照表関係)

期別 項目	第9期 (平成15年5月15日現在)	第10期 (平成15年11月17日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 8,013,004,563 円 期中追加設定元本額 838,111,373 円 期中解約元本額 707,448,309 円	期首元本額 8,143,667,627 円 期中追加設定元本額 7,936,507,650 円 期中解約元本額 2,527,514,458 円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は643,642,896円です。	-

(損益及び剰余金計算書関係)

期別 項目	第 9 期 (自 平成 14 年 11 月 16 日) (至 平成 15 年 5 月 15 日)	第 10 期 (自 平成 15 年 5 月 16 日) (至 平成 15 年 11 月 17 日)
1. 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	13,916,552 円	21,381,839 円
2. 分配金の計算過程	<p> 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円) 解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円) 信託約款に規定される収益調整金(775,898,707円)及び分配準備積立金(460,519,552円)より 1,236,418,259円(1万口当たり1,518.26円)を分配対象収益としておりますが、分配を行っておりません。 </p>	<p> 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(21,446円) 解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円) 信託約款に規定される収益調整金(2,508,274,879円)及び分配準備積立金(360,490,235円)より分配対象収益は2,868,786,560円(1万口当たり2,116.77円)であり、その中から基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、普通分配金 258,547,153円(1万口当たり190.77円)および特別分配金0円(1万口当たり0円)の合計額である金258,547,153円(1万口当たり190.77円)を分配しております。 </p> <p> なお、当計算期間においてファンドから支払われた外国税(受益者への分配金支払時において源泉税納付額から税額控除される)は12,506,063円(1万口当たり9.23円)であり、この金額を含めた収益分配金総額は271,053,216円(1万口当たり200.00円)であります。 </p>

(有価証券関係)

第9期(平成15年5月15日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,574,509,780	306,381,015
合 計	7,574,509,780	306,381,015

第10期(平成15年11月17日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,521,906,967	2,323,426,269
合 計	16,521,906,967	2,323,426,269

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

	第9期 〔自平成14年11月16日 至平成15年5月15日〕	第10期 〔自平成15年5月16日 至平成15年11月17日〕
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。	-
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としております。	-
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	-
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	-
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	-
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	-

取引の時価等に関する事項

第9期(平成15年5月15日現在)

該当事項はありません。

第10期(平成15年11月17日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第 9 期 (平成 15 年 5 月 15 日現在)	第 10 期 (平成 15 年 11 月 17 日現在)
1口当たり純資産額 0.9210 円 (1万口当たり純資産額 9,210 円)	1口当たり純資産額 1.1926 円 (1万口当たり純資産額 11,926 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	JFアジア株・アクティブ・ オープン・マザーファンド (適格機関投資家専用)	13,026,813,031	16,521,906,967	-
合計	-	13,026,813,031	16,521,906,967	-

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等関係注記 II 取引の時価等に関する事項」
に開示して おりますので、記載を省略しております。

(参考)

当ファンドは「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。
尚、親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成 15 年 5 月 15 日現在)	(平成 15 年 11 月 17 日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		332,728,325	135,595,450
金銭信託		5,236,201	40,914,027
コール・ローン		15,087,333	555,451,259
株式		10,153,016,185	19,453,076,339
新株予約権証券		-	2,183,430
未収入金		203,645,065	285,976,225
未収配当金		33,316,907	10,171,260
未収利息		-	15
流動資産合計		10,743,030,016	20,483,368,005
資産合計		10,743,030,016	20,483,368,005
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		455,672	-
未払金		284,954,386	21,533,071
未払解約金		25,165,529	51,931,894
流動負債合計		310,575,587	73,464,965
負債合計		310,575,587	73,464,965
純資産の部			
元本			
元本		10,911,075,490	16,091,986,136
剰余金			
欠損金		478,621,061	-
剰余金		-	4,317,916,904
剰余金合計		478,621,061	4,317,916,904
純資産合計		10,432,454,429	20,409,903,040
負債・純資産合計		10,743,030,016	20,483,368,005

重要な会計方針

対象期間 項目	〔 自平成15年2月7日 至平成15年5月15日 〕	〔 自平成15年5月16日 至平成15年11月17日 〕
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 収益及び費用の計上基準</p> <p>3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>株式及び新株予約権証券</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>受取配当金の計上基準 同左</p> <p>為替予約取引 同左</p> <p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

対象年月日 項目	(平成15年5月15日現在)	(平成15年11月17日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 10,000 円 期首より平成15年5月15日まで の追加設定元本額 11,195,515,886 円 期首より平成15年5月15日まで の解約元本額 284,450,396 円 平成15年5月15日現在の元本の内訳(注) JFアジア株・アクティブ・ オープン 7,922,298,693 円 JFアジア株・アクティブ・オー プンVA(適格機関投資家専用) 31,363,547 円 JFアジア株・アクティブ・ファ ーイースト(適格機関投資家専用) 2,957,413,250 円 合 計 10,911,075,490 円	期首元本額 10,911,075,490 円 期首より平成15年11月17日まで の追加設定元本額 7,725,909,055 円 期首より平成15年11月17日まで の解約元本額 2,544,998,409 円 平成15年11月17日現在の元本の内訳(注) JFアジア株・アクティブ・ オープン 13,026,813,031 円 JFアジア株・アクティブ・オー プンVA(適格機関投資家専用) 116,468,035 円 JFアジア株・アクティブ・ファ ーイースト(適格機関投資家専用) 2,948,705,070 円 合 計 16,091,986,136 円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は478,621,061円であります。	-

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券関係注記)

(平成15年5月15日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間に含まれた評価差額
株 式	10,153,016,185 円	116,556,696 円
合 計	10,153,016,185 円	116,556,696 円

(平成15年11月17日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間に含まれた評価差額
株 式	19,453,076,339 円	3,088,649,720 円
新株予約権証券	2,183,430 円	1,284,798 円
合 計	19,455,259,769 円	3,089,934,518 円

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

	〔自平成15年2月7日 至平成15年5月15日〕	〔自平成15年5月16日 至平成15年11月17日〕
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取引方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成15年5月15日現在)

(単位:円)

区 分	種 類	(平成15年5月15日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	201,695,517	-	201,239,845	455,672
合 計		201,695,517	-	201,239,845	455,672

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(平成 15 年 11 月 17 日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(平成 15 年 5 月 15 日現在)	(平成 15 年 11 月 17 日現在)
1口当たり純資産額 0.9561 円 (1万口当たり 9,561 円)	1口当たり純資産額 1.2683 円 (1万口当たり 12,683 円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(イ) 株式

(平成 15 年 11 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	アメリカドル	CATHAY FINANCIAL-REGS GDR	220,000	14.78	3,251,600.00	
		CHI MEI OPTOELECTRONIC-REGS	90,000	12.38	1,114,200.00	
		COMPAL ELECTRONICS-REGS GDR	237,500	7.47	1,774,125.00	
		FUBON FINANCIAL HLDG-GDR	111,000	9.95	1,104,450.00	
		SAMSUNG ELEC GDR 1/2 VOTING 144A	61,097	200.25	12,234,674.25	
		SUNPLUS TECHNOLOGY CO-GDR-WI	800,000	3.58	2,864,000.00	
	計	銘柄数 :	6		22,343,049.25	
					(2,428,689,453)	
		組入時価比率 :	11.9%		12.5%	
	香港ドル	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD 'H'	1,856,000	3.95	7,331,200.00	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,150,000	13.70	15,755,000.00	
		BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	7,878,000	3.32	26,194,350.00	
		CHEUNG KONG	596,000	62.00	36,952,000.00	
		CHINA MERCHANTS HLDGS INTL	1,450,000	10.20	14,790,000.00	
		CHINA MOBILE (HONG KONG)	1,716,000	22.20	38,095,200.00	
		CHINA PETROLEUM & CHEMICAL -H	4,746,000	2.42	11,509,050.00	
		CHINA TELECOM CORP LTD `H`	5,728,000	2.47	14,176,800.00	
		CNOOC LTD	1,485,000	15.00	22,275,000.00	
		COSCO PACIFIC LIMITED	1,122,000	10.05	11,276,100.00	
		DENWAY MOTORS LIMITED	7,156,000	6.75	48,303,000.00	
		GLOBAL BIO-CHEM TECHNOLOGY	4,694,000	3.67	17,250,450.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	442,000	9.30	4,110,600.00	
		HSBC HOLDINGS PLC	126,800	118.50	15,025,800.00	
		HUTCHISON WHAMPOA	300,000	59.00	17,700,000.00	
		MAANSHAN IRON & STEEL CO-H	6,700,000	2.27	15,242,500.00	
		PICC PROPERTY & CASUALTY -H	9,304,000	2.57	23,957,800.00	
		SHUN TAK HOLDINGS LIMITED	4,668,000	2.60	12,136,800.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	436,000	64.75	28,231,000.00	
		TPV TECHNOLOGY LTD	3,232,000	4.42	14,301,600.00	
		WEIQIAO TEXTILE CO LTD-H	483,500	9.30	4,496,550.00	
	計	銘柄数 :	21		399,110,800.00	
					(5,591,542,308)	

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
		組入時価比率：	27.4%		28.7%	
	シンガポールドル	CITY DEVELOPMENTS	550,000	6.10	3,355,000.00	
		DBS GROUP HOLDINGS LTD	400,000	14.90	5,960,000.00	
		HUAN HSIN HOLDINGS LTD	2,600,000	1.14	2,964,000.00	
		KEPPEL CORP LTD	272,000	5.75	1,564,000.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	417,160	13.00	5,423,080.00	
		VENTURE CORP LTD	200,000	19.60	3,920,000.00	
	計	銘柄数：	6		23,186,080.00	
					(1,467,678,864)	
		組入時価比率：	7.2%		7.5%	
	マレーシアドル	COMMERCE ASSET HOLDINGS BERHAD	2,000,000	4.24	8,480,000.00	
		GAMUDA BHD	1,527,000	7.50	11,452,500.00	
		GENTING BERHAD	430,000	17.10	7,353,000.00	
		IOI CORP BERHAD	838,700	7.45	6,248,315.00	
		PUBLIC BANK BHD (F) MKT	2,970,156	2.90	8,613,452.40	
	計	銘柄数：	5		42,147,267.40	
					(1,205,833,320)	
		組入時価比率：	5.9%		6.2%	
	タイバーツ	ADVANCED INFORMATION SERVICE (F)	900,000	63.50	57,150,000.00	
		C.P.SEVEN ELEVEN PCL(F)	564,600	55.00	31,053,000.00	
		CENTRAL PATTANA PUB CO LTD (F)	1,200,000	49.50	59,400,000.00	
		KASIKORNBANK PCL(F)	1,478,100	44.00	65,036,400.00	
		KIATNAKIN FINANCE (F)	2,440,300	40.75	99,442,225.00	
		LAND & HOUSE CO LTD (F)	5,900,000	13.30	78,470,000.00	
		SIAM CEMENT CO LTD (F)	500,000	222.00	111,000,000.00	
	計	銘柄数：	7		501,551,625.00	
					(1,369,235,936)	
		組入時価比率：	6.7%		7.0%	
	インドネシアルピア	PT ASTRA INTERNATIONAL INC	4,550,000	4,475.00	20,361,250,000.00	
		PT BANK CENTRAL ASIA	3,897,000	3,425.00	13,347,225,000.00	
		PT BANK DANAMON INDONESIA	5,000,000	1,925.00	9,625,000,000.00	
		PT GUDANG GARAM TBK	700,000	12,700.00	8,890,000,000.00	
		PT HM SAMPOERNA TBK	776,000	4,200.00	3,259,200,000.00	
		PT INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	5,000,000	1,825.00	9,125,000,000.00	
		PT RAMAYANA LESTARI SENTOSA	1,418,500	4,175.00	5,922,237,500.00	
		PT TELEKOMUNIKASI	2,000,000	5,700.00	11,400,000,000.00	
	計	銘柄数：	8		81,929,912,500.00	
					(1,056,895,871)	
		組入時価比率：	5.2%		5.4%	
	ウォン	DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE	120,000	17,150.00	2,058,000,000.00	
		DAISHIN SECURITIES CO	230,000	19,650.00	4,519,500,000.00	
		HALLA CLIMATE CONTROL	19,000	89,000.00	1,691,000,000.00	
		HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	50,000	38,500.00	1,925,000,000.00	
		HYUNDAI SECURITIES	450,000	6,820.00	3,069,000,000.00	
		KOOKMIN BANK	116,739	46,700.00	5,451,711,300.00	
		LG CHEM LTD-PREFERRED	60,920	22,450.00	1,367,654,000.00	
		NCSOFT CORPORATION	13,610	68,500.00	932,285,000.00	
		POSCO	16,000	147,500.00	2,360,000,000.00	
		SAMSUNG ELECTRONICS	26,100	469,000.00	12,240,900,000.00	
		SK TELECOM	14,200	196,000.00	2,783,200,000.00	
		STS SEMICONDUCTOR & TELECOMM	68,943	10,200.00	703,218,600.00	

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
	計	銘柄数：	12		39,101,468,900.00	
					(3,636,436,607)	
		組入時価比率：	17.8%		18.7%	
	シンタイワンドル	AU OPTRONICS CORP	1,200,000	44.30	53,160,000.00	
		CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	1,000,000	34.50	34,500,000.00	
		FORMOSA PLASTIC	767,440	52.50	40,290,600.00	
		HON HAI PRECISION INDUSTRY	540,000	152.00	82,080,000.00	
		MEDIATEK INC	94,500	342.00	32,319,000.00	
		NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	600,000	113.00	67,800,000.00	
		OPTIMAX TECHNOLOGY CORP	730,000	106.00	77,380,000.00	
		PREMIER IMAGE TECHNOLOGY	931,000	57.00	53,067,000.00	
		SUNPLUS TECHNOLOGY CO LTD	400,000	60.50	24,200,000.00	
		TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,202,307	67.50	148,655,722.50	
		UNITED MICROELECTRONICS CORP	6,452,380	31.30	201,959,494.00	
		YA HSIN INDUSTRIAL CO LTD	592,775	46.10	27,326,927.50	
	計	銘柄数：	12		842,738,744.00	
					(2,696,763,980)	
		組入時価比率：	13.2%		13.9%	
	合計				19,453,076,339	
					(19,453,076,339)	

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

(平成 15 年 11 月 17 日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	香港ドル	HOPEWELL HIGHWAY 060805 WRT		101,200.00	155,848.00	
	計	銘柄数：	1	101,200.00	155,848.00	
					(2,183,430)	
		組入時価比率：	0.0%		100.0%	
	合計				2,183,430	
					(2,183,430)	
	株式以外計				2,183,430	
					(2,183,430)	

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等関係注記 II 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2. ファンドの現況
 (1) 純資産額計算書

(2003年12月30日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	16,841,104,026	円
II 負債総額	31,282,999	円
III 純資産総額 (I - II)	16,809,821,027	円
IV 発行済口数	14,170,936,885	口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1862	円

(参考) JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(2003年12月30日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	21,177,546,861	円
II 負債総額	450,964,339	円
III 純資産総額 (I - II)	20,726,582,522	円
IV 発行済口数	16,403,978,826	口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.2635	円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(2003年12月30日現在)

順位	銘柄名	商品	国/ 地域	業種/種別	通貨	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	JFアジア株・アクティブ・ オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	その他	日本円	13,328,930,769	1.2656	16,869,094,782	1.2635	16,841,104,026	100.19

種類別投資比率 (2003年12月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.19
合計	100.19

(参考) J F アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(2003年12月30日現在)

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	SAMSUNG ELEC GDR 1/2 VOTING 144A	株式	韓国	半導体・半導体製造装置	61,097	21,452.78	1,310,700,652	19,604.78	1,197,793,854	5.78
2	SAMSUNG ELECTRONICS	株式	韓国	半導体・半導体製造装置	28,100	42,166.83	1,184,888,028	39,556.00	1,111,523,600	5.36
3	DENWAY MOTORS LIMITED	株式	中華人民共和国	自動車・自動車部品	6,548,000	93.08	609,504,210	111.00	726,890,206	3.51
4	UNITED MICROELECTRONICS CORP	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	6,452,380	98.59	636,172,406	90.71	585,359,913	2.82
5	CHINA MOBILE (HONG KONG)	株式	中華人民共和国	電気通信サービス	1,716,000	306.13	525,332,808	321.30	551,362,812	2.66
6	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	2,802,307	211.38	592,370,013	195.29	547,290,557	2.64
7	PICC PROPERTY & CASUALTY -H	株式	中華人民共和国	保険	10,804,000	36.41	393,388,194	47.23	510,281,023	2.46
8	CHEUNG KONG	株式	香港	不動産	596,000	854.98	509,568,080	841.19	501,349,240	2.42
9	SUN HUNG KAI PROPERTIES	株式	香港	不動産	566,000	885.32	501,091,973	865.32	489,772,535	2.36
10	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	株式	中華人民共和国	自動車・自動車部品	7,878,000	45.85	361,220,086	60.33	475,289,587	2.29
11	DBS GROUP HOLDINGS LTD	株式	シンガポール	銀行	500,000	935.33	467,667,251	918.92	459,462,000	2.22
12	GLOBAL BIO-CHEM TECHNOLOGY	株式	香港	食品・飲料・タバコ	6,810,000	52.67	358,700,982	63.77	434,333,287	2.10
13	POSCO	株式	韓国	素材	31,000	12,955.76	401,628,755	13,934.50	431,969,500	2.08
14	CATHAY FINANCIAL-REGS GDR	株式	台湾	保険	220,000	1,583.38	348,343,908	1,594.09	350,700,768	1.69
15	CNOOC LTD	株式	中華人民共和国	エネルギー	1,485,000	206.85	307,172,250	222.01	329,698,215	1.59
16	HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	株式	韓国	資本財	100,000	3,340.25	334,025,213	3,281.35	328,135,000	1.58
17	SIAM CEMENT CO LTD (F)	株式	タイ	素材	402,400	601.62	242,091,888	780.48	314,065,152	1.52
18	DAISHIN SECURITIES CO	株式	韓国	各種金融	180,000	1,728.50	311,131,336	1,528.30	275,094,000	1.33
19	GAMUDA BHD	株式	マレーシア	資本財	1,527,000	211.35	322,731,450	176.12	268,942,875	1.30
20	PUBLIC BANK BHD (F) MKT	株式	マレーシア	銀行	2,970,156	81.72	242,727,088	85.66	254,444,948	1.23
21	VENTURE CORP LTD	株式	シンガポール	テクノロジー製品・機器	200,000	1,233.62	246,724,800	1,252.50	250,501,200	1.21
22	SK TELECOM	株式	韓国	電気通信サービス	14,200	17,620.40	250,209,680	17,575.45	249,571,390	1.20
23	MAANSHAN IRON & STEEL CO-H	株式	中華人民共和国	素材	6,700,000	31.37	210,194,075	36.88	247,151,275	1.19
24	NCSOFT CORPORATION	株式	韓国	ソフトウェア・サービス	40,610	6,026.85	244,750,620	5,843.50	237,304,535	1.14
25	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	株式	香港	銀行	1,150,000	188.92	217,261,450	201.33	231,534,100	1.12
26	SUNPLUS TECHNOLOGY CO-GDR-WI	株式	台湾	テクノロジー製品・機器	600,000	383.52	230,115,240	383.52	230,115,240	1.11
27	COMMERCE ASSET HOLDINGS BERHAD	株式	マレーシア	銀行	2,000,000	119.48	238,966,400	114.41	228,821,600	1.10
28	PT ASTRA INTERNATIONAL INC	株式	インドネシア	自動車・自動車部品	3,550,000	57.28	203,344,000	64.32	228,336,000	1.10
29	CHINA TELECOM CORP LTD `H`	株式	中華人民共和国	電気通信サービス	5,728,000	34.13	195,498,072	39.64	227,093,720	1.10
30	HON HAI PRECISION INDUSTRY	株式	台湾	テクノロジー製品・機器	540,000	478.80	258,552,000	414.22	223,681,500	1.08

(参考) JFアジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド

種類別及び業種別投資比率

(2003年12月30日現在)

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	2.56
	素材	6.93
	資本財	6.34
	運輸	0.78
	自動車・自動車部品	7.78
	耐久消費財・アパレル	2.09
	ホテル・レストラン・レジャー	0.98
	小売	0.39
	食品・飲料・タバコ	2.69
	銀行	10.63
	各種金融	5.58
	保険	5.06
	不動産	7.18
	ソフトウェア・サービス	1.14
	テクノロジー製品・機器	9.68
	電気通信サービス	6.75
	公益事業	2.21
	半導体・半導体製造装置	18.30
	小 計	97.07
新株予約権証券		0.01

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙に図案および委託会社のロゴを採用します。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2) 目論見書に以下の項目について記載します。
 - ・約款の全文を目論見書に記載します。
 - ・目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載します。
- (3) 目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (4) 要約目論見書を使用します。

要約目論見書を添付し、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口に規定する書類（要約目論見書）として、以下の記載に従い使用します。

当該要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。

当該要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、ロゴマーク、イラスト、グラフおよびキャッチ・コピーを付加して使用することがあります。なお、委託会社および販売会社のロゴを採用し、販売会社名を記載し、使用することがあります。

当該要約目論見書は、有価証券届出書の効力発生日以降に使用し、当該要約目論見書には当該有価証券届出書の効力発生日以降に効力発生日を記載します。

ファンドの保有有価証券、運用実績、運用状況に関する以下の情報を、日次、週次、月次などのデータとして、また、文章、数値、表、グラフ等により表示することがあります。その際、過去の運用実績であり、今後の運用成果を示唆するものではない旨を注記することがあります。

 - (イ) 投資対象の資産別、国別、業種別構成比、組入銘柄および銘柄構成比、通貨ポジション（為替予約の状況）を示すことがあります。
 - (ロ) 基準価額、収益分配金実績、純資産総額およびこれらの推移を示すことがあります。なお、基準価額については、課税前の収益分配金を無手数料で決算日の価額により再投資した1口当たりの額（「分配金修正基準価額」として区別します。）として示すことがあります。
 - (ハ) ファンドの直近1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、3年、5年、設定来等の各期間別の騰落率および各期間中の課税前の各収益分配金を無手数料で各決算日の価額により再投資した各期間別の収益率（以下「分配金修正収益率」といいます。）を示すことがあります。なお、各期間別や月中等の始値、高値、安値、終値のすべてまたは一部を併せて記載する場合があります。
 - (二) 上記(ハ)のデータに基づき、各期間中の月次による騰落率または分配金修正収益率の平均値（年率換算）を示すことがあります。
 - (ホ) 上記(イ)から(二)以外にも、本書中の数値に基づく情報を示すことがあります。

投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 受益証券の名義書換え等

無記名式の受益証券から記名式への変更または記名式の受益証券から無記名式への変更および受益証券の名義書換手続は、委託会社の定める手続により行うことができます。

名義書換手続は委託会社にて行うものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。

名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続に関し、手数料は徴しません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

追加型証券投資信託

J F アジア株・アクティブ・オープン

約 款

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

運用の基本方針

約款第 21 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

JF アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンドを主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 投資態度

主として JF アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は第 25 条の範囲で行います。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
J F アジア株・アクティブ・オープン
約 款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ金1千億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第6項、第51条、第52条、第53条第1項、第55条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

(募集の方法)

第5条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の取得単位、価額および手数料等)

第 12 条 委託者は第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1 万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし委託者に対し、取得の申し込みにかかる受益証券について、第 47 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める現地の証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の取得申込の受付は行いません。

委託者の指定する証券会社 (証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。) および登録金融機関 (証券取引法第 65 号の 2 第 3 項の規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) は、第 10 条の規定により発行された受益証券の取得の申込をした当該取得申込者に対し、1 口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約 (以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ当該取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める現地の証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の取得申込の受付は行いません。

前 2 項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めます。

別に定める契約にかかる各信託 (この信託を除きます。) の受益者が、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が第 47 条第 3 項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額とします。

(受益証券の種類)

第 13 条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 8 種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第 14 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第 40 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第 18 条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(運用の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託金を、主としてジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である JF アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券 (外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。)
 9. 投資信託証券 (外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クロ・ズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
 10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの (以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの (以下「貸付債権信託受益権」といいます。)。
- なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 21 条の 2 (削除)

(投資する株式等の範囲)

第 22 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 20 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において金融商品運用額等といいます。)の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項においても同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定

元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢 金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 30 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 31 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 32 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 33 条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第 34 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 35 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による一部解約金ならびに売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 37 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から 5 月 15 日まで、および 5 月 16 日から 11 月 15 日とします。ただし、第 1 計算期間は平成 10 年 11 月 30 日から平成 11 年 5 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用並びに受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、信託事務の処理および財務諸表の監査に要する諸費用の支払いを信託財産のためにいき、支払金額の支弁を信託財産から受けることができる。この場合、当該諸費用は、実際に支払う金額を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 2 の率を乗じて得た額を、ただし当該諸費用が 300 万円を超えるときは年間 300 万円とした額を、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、計算期間を通じて毎日、費用計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 153 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末および信託終了の時支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 35 の率を乗じて得た額とします。

(利益の処理方法)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1 . 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2 . 売買損益に評価損益を加減した利益金額 (以下「売買益」といいます。) は、諸経費および信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 45 条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については第 47 条第 1 項ないし第 4 項に規定する支払開始日の前日および交付開始前に、償還金 (信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) については第 47 条第 5 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 47 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金および一部解約金の支払い)

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益証券に帰属する収益分配金 (受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みをし

ないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じたものとし、

委託者は、第3項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第50条第2項により信託の一部解除が行われた場合および第49条第2項により委託者の指定する証券会社および登録金融機関が買い取った場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第5項および第6項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金について前条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第49条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益証券を買取ります。ただし、買取申込日が、別に定める現地の証券取引所の休業日と同日の場合には、受益証券の買取申込の受付は行いません。

前項の場合、受益証券の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止することができます。また、委託者が、別に定める契約にかかる各信託(この信託を除きます。)の受益証券の取得申込を中止したときまたは既に受け付けた取得申込の受付を取り消したときは、当該信託の取得申込にかかるこの信託の受益証券の買取請求の受付を中止することおよび既に受け付けた受益証券の買取請求の受付を取り消すことができます。なお、受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第50条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行を請求する日が、別に定める現地の証券取引所の休業日と同日の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。また、委託者が、別に定める契約にかかる各信託（この信託を除きます。）の受益証券の取得申込を中止したときまたは既に受け付けた取得申込の受付を取り消したときは、当該信託の取得申込にかかるこの信託の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、設定より2年経過後以降、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることで、この信託を終了させることができます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付する。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

（信託契約の解約）

第51条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいいます。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第53条 委託者が監督官庁より許可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継することがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、受託者が辞任したときは、委託者は新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

(反対者の買取請求権)

第56条の2 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を口数で除して得た額)とみなすものとします。

平成10年11月30日

委託者 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

別に定める現地の証券取引所

約款第12条1項および第2項、第49条1項および第50条1項の「別に定める現地の証券取引所」とは次のものとします。

香 港 証 券 取 引 所

別に定める契約にかかる各信託

第12条第5項、第49条第3項、第50条第5項の別に定める契約にかかる各信託とは次の通りとします。

JF 日本株・アクティブ・オープン
JF 中小型株・アクティブ・オープン

親投資信託

J F アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド
(適格機関投資家専用)

約 款

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除くアジア各国の株式を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2) 投資態度

成長性があり、且つ株価が割安と判断される銘柄への投資を中心とし、信託財産の長期的な成長をめざした積極的な運用を行います。MSCI オール・カントリー・ファーイースト・インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。為替ヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款第 22 条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第 23 条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は第 24 条の範囲で行います。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

親投資信託
J F アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド
(適格機関投資家専用)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金200億円もしくは金200億円相当の他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。)を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ金1,000億円もしくは金1,000億円相当の他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項および第2項、第48条第1項、第49条第1項、第51条第2項の規定による信託契約解約の日までとします

(受益証券の取得申込みの勧誘の方法)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の追加型証券投資信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社とします。

(信託適格有価証券での取得の要件)

第8条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の信託財産に属する信託適格有価証券で取得する場合は、次ぎに掲げる要件の全てを満たして行うものとします。

1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について前日の公表されている最終価額に基づき算出した価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。

2. この信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託および投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(受益権の分割および再分割)

第9条 委託者は、第3条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 10 条 追加信託金または追加信託にかかる信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を受益権口数で除した金額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 11 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 12 条 委託者は、第 9 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。本受益証券には、「JF アジア株・アクティブ・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」という名称を付します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 13 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(記名式の受益証券の再交付)

第 14 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第 15 条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 16 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 17 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利

ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ. 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利

ヘ. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利

ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

チ. 金銭債権(イ、リ、ルに掲げるものを除きます。)

リ. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます)

ヌ. 金融先物取引等にかかる権利

ル. 金融デリバティブ取引にかかる権利

ヲ. 金銭を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利

ロ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 18 条 委託者（第 20 条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 19 条、第 21 条から第 25 条まで、第 27 条、第 34 条から第 36 条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）。

なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第 20 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

JF アセット・マネジメント・リミテッド
Chater House, 8 Connaught Road,
Central, HongKong

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする JF アジア株・アクティブ・オープン、JF アジア株・アクティブ・オープン V A および JF アジア株・アクティブ・ファー・イースト・ファンドの委託者が当該投資信託から受ける報酬より、毎計算期

末および信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、当該信託の信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 35 の率を乗じて得た額とします。

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第 21 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 18 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 18 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 18 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以

下本号において金融商品運用額等といえます。)の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建て信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 26 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 28 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 30 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 31 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 32 条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第 33 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券の売却等の指図)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 16 日から翌年 11 月 15 日とします。ただし、第 1 計算期間は平成 15 年 2 月 7 日から平成 15 年 11 月 15 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 40 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用並びに受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第 41 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 42 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 43 条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託にあっては追加信託差金、信託契約の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 44 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第 45 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

（一部解約）

第 46 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 47 条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対し交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、

全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には、適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より許可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継することがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、受託者が辞任したときは、委託者は新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者の異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告しません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第2項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成 15 年 2 月 7 日

委託者 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社